

i 野外焼却は禁止



生活で生じた家庭ごみや事業で生じた廃棄物を、野外で焼却することは禁止されています。

野外焼却は、火災の危険などがあり、地域住民に迷惑がかかるのでやめましょう。なお、次の行為は野外焼却禁止の例外とされていますが、地域住民の生活に影響を与えるような場合は、市から指導することがあります。

- 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われるツル・草などの焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な廃棄物の焼却

問 環境課 ☎ (93) 4945

i 空き家活用制度

「全国版空き家バンク(国のシステム)」を活用し、ホームページなどに公開することで、空き家の活用を希望する人と所有者の橋渡しを、市と協定団体(宅建協会)が協力して行います。

■注意事項

- 破損の著しいものなど、適正に管理されていない場合、市の空き家バンクでは取り扱えません。
- 登録に際し、申出書や誓約書などの書面手続きがあります。また、現地調査へ立会が必要です。
- 登録後、物件の交渉依頼があった際には、協定に基づき、宅建協会所属の宅建士有資格者が仲介を行います。(契約時には仲介手数料が発生します。)

問 都市計画課 ☎ (93) 5148

i 印旛沼観光船による 印旛沼観察会

- 日時 7月21日(木)
(荒天の場合、26日(火)に順延)
1回目 9:00 集合
2回目 11:00 集合
3回目 13:30 集合

※各回、陸上講義45分、乗船30分

■場所 佐倉ふるさと広場
<佐倉市臼井田2714 >

■定員 各回24名

■費用 100円(保険料込み)

■申込み 7月4日(月)消印有効
往復はがきに、①希望回(第2希望まで)、②参加人数(一枚5人まで)、③参加者(全員)氏名、年齢、性別、④住所、⑤電話番号を明記し、郵送。

問・申込先

(公財)印旛沼環境基金

☎ 043 (485) 0397

〒285-8533 佐倉市宮小路町12

i 気をつけて！ 水辺は危険がいっぱい

印旛沼周辺には、農業用排水のための施設や洪水を防ぐための施設がたくさんあります。

毎年夏休みに入ると、このような施設での事故が新聞やテレビなどで報道されます。

子どもたちはどのような場所が危険なのか判断できません。

水辺付近で遊んでいたたり、釣りをしている子どもを見つけたら注意してあげてください。

問 印旛沼土地改良区

☎ 043 (484) 1155

i ハチの巣の駆除の相談は

市では、スズメバチなどのハチの巣の駆除は行っていません。

ハチの巣を発見したときは次の組合に相談・依頼するなどし、適正な土地の管理を心掛けてください。

【駆除依頼・相談先】

千葉県害虫防除協同組合

☎ 043 (221) 0064

問 環境課 ☎ (93) 4946

i 新型コロナワクチン 4回目接種

市では、6月24日から新型コロナワクチン4回目接種を開始しています。

■対象

- ① 60歳以上の人⇒申請不要
- ② 18歳以上60歳未満の人で、基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
⇒申請が必要

■申請方法

詳しくは、問い合わせてください。

■発送・接種

3回目接種が完了した日を基準として、順番に4回目接種クーポン券を送付します。接種は3回目接種日から5か月経過後です。

問 新型コロナウイルスワクチン接種推進室
(健康推進課内) ☎ (93) 6493

i 難病患者等見舞金の 支給申請

県が認定する指定難病や特定疾患などの治療を受けている療養者に対する見舞金制度があります。

■対象

次の3つの要件を満たして、

- ①～④のいずれかの受給者証などの交付を受けている人

▼要件

- 市内在住で市内に住民登録がある
- 市の福祉手当などを受給していない(重度心身障害者等福祉手当を除く)
- 市民税非課税世帯に属している

▼受給者証などの種類

- ① 特定医療費(指定難病)受給者証
- ② 特定疾患医療受給者票
- ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ④ 先天性血液凝固因子障害等受給者証

■支給額 月額5,000円

※重度心身障害者等福祉手当受給者は
月額1,000円

■持ち物

- 印鑑
- 県が発行する各受給者証など
- 療養者本人名義の振込先口座の確認ができるもの

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192